

## 地方独立行政法人山口県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

### 1 趣 旨

役員報酬のうち、賞与に相当する業績手当については、社会一般の情勢に適合したものとなるよう、県特別職の支給割合に準拠して定めているところであるが、県特別職の支給割合が改正されたため、機構役員報酬規程を県に準拠して改正するもの。

### 2 内 容

業績手当を 0.15 月分引き上げ  
(年間支給割合：4.2 月分 ⇒ 4.35 月分)

(参 考)

県特別職：0.15 月分引き上げ

○新旧対照表

現 行	改正案
(略)  (業績手当) 第5条 業績手当は、報酬月額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。 (1) <u>6月 1.7</u> (2) <u>12月 2.5</u>  (略)	(略)  (業績手当) 第5条 業績手当は、報酬月額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。 (1) <u>6月 1.75</u> (2) <u>12月 2.6</u>  (略)

平26山病本第142号  
平成26(2014)年12月26日

山口県知事 村岡 嗣政 様

地方独立行政法人 山口県立病院機構

理事長 前川 剛志



地方独立行政法人山口県立病院機構に係る役員報酬及び職員給与の支給基  
準について

このことについて、下記規程を変更しましたので、地方独立行政法人法第56条第  
1項及び第57条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

地方独立行政法人山口県立病院機構役員報酬規程  
地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程



# 地方独立行政法人山口県立病院機構役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山口県立病院機構の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員 理事長、常勤の副理事長及び常勤の理事をいう。
- (2) 非常勤役員 非常勤の副理事長、非常勤の理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等 常勤役員にあっては、報酬、業績手当及び通勤手当、非常勤役員にあっては、報酬及び通勤に要する費用をいう。

## (報酬の額)

第3条 常勤役員の報酬月額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 985,000円
- (2) 副理事長 720,000円
- (3) 理事 720,000円

## (報酬の支給方法)

第4条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任されたときは、その日まで報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職したときは、その月まで報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬月額は、日割り計算の方法により計算し、これを支給する。

## (業績手当)

第5条 業績手当は、報酬月額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。

- (1) 6月 1.75
- (2) 12月 2.6

## (報酬及び業績手当の支給日)

第6条 報酬は毎月21日に支給する。

- 2 業績手当は6月30日及び12月10日に支給する。
- 3 前2項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日以外の日を支給日とする。

## (通勤手当)

第7条 通勤手当は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程の適用を受ける職員の例により支給する。

(兼職者等の取扱)

第8条 常勤役員が他の職員の職を兼ねる場合又は常勤役員の経歴等を勘案して必要と認める場合は、理事長は当該常勤役員の報酬等の額を変更し、又は支給しないことができる。

(非常勤役員報酬等)

第9条 非常勤役員報酬の額は、次の各号に掲げる非常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 副理事長 日額30,000円
- (2) 理 事 日額30,000円
- (3) 監 事 日額30,000円

2 非常勤役員には、通勤に要する費用を地方独立行政法人山口県立病院機構職員旅費規程の適用を受ける者の例により支給する。

(報酬の支払原則及び報酬からの控除)

第10条 役員の報酬等は、役員の指定する役員本人の預貯金口座への口座振替の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した報酬等の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬等に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。